３０福保健感第９７９号

 平成３０年１２月２０日

 生 活 福 祉 部 長

 高齢社会対策部長 　 殿

　障害者施策推進部長

 健 康 安 全 部 長

 （ 公 印 省 略 ）

 都内における水痘の発生状況に係る情報提供等について

　現在、都内において水痘の報告数が増加しており、平成３０年第５０週（１２月１０日から１２月１６日まで）において都の警報基準を超えましたことから、別添のとおり１２月２０日付けで、報道発表を行いました。

 ついては、貴職を通じ関係施設へ本件についてご周知を頂き、感染予防に関する情報提供、注意喚起等について、お取り計らいいただけますようお願い申し上げます。

（注）注意報基準：

 感染症発生動向調査システムにおいて、定点把握対象とされている疾患（インフルエンザ等）の一部については、流行状況についての注意報レベルが設定されています。都道府県の注意報基準を超えた場合は、当該都道府県において流行の発生前であれば、「今後、4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと」、流行の発生後であれば、「流行が継続している」と疑われることを示します。

 （問合せ先）

 健康安全部感染症対策課

 防疫担当 阿部、川野辺

 内線　３４－３２４